



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

\*20 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

○ 告示

939	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	2
940	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
941	〃	( 〃 ).....	3
942	〃	( 〃 ).....	3
943	〃	( 〃 ).....	4
944	〃	( 〃 ).....	4
945	〃	( 〃 ).....	5
946	〃	( 〃 ).....	5
947	〃	( 〃 ).....	5
948	日高町土地改良区の役員の氏名変更	(農業農村整備課).....	6
949	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	6
950	〃	( 〃 ).....	6
951	〃	( 〃 ).....	6
952	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
953	〃	( 〃 ).....	7
954	〃	( 〃 ).....	8
955	〃	( 〃 ).....	8
956	道路の供用開始	( 〃 ).....	8
957	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	9
958	〃	( 〃 ).....	10
959	〃	( 〃 ).....	11
960	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12
961	〃	( 〃 ).....	12

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第20号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月7日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の8第6項中「かながみ」を「鑑み」に改める。

第12条第1項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第14条第1項第3号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のための末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のため末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞を」に改め、同条第2項ただし書及び第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第939号

平成24年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
和歌山県行政事務用パソコン 一式
- 2 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成24年6月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社関西支店  
大阪府大阪市中央区城見一丁目4-24
- 5 落札金額  
81,820,620円（うち消費税及び地方消費税の額 3,896,220円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年4月24日

### 和歌山県告示第940号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月18日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成24年7月18日
- 2 名称  
特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら
- 3 代表者の氏名

武石正博

- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県有田郡有田川町水尻74番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、不登校をはじめ問題を抱える子どもたちと家族に対して、子どもの社会的自立と家庭の安定に関する事業を行い、子どもと家庭の保健・福祉の向上と地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第941号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月20日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成24年7月20日
- 2 名称  
特定非営利活動法人成年後見紀の国サポートセンター
- 3 代表者の氏名  
瀧壽行
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市美園町五丁目4番6号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者に対して、成年後見制度の活用や、遺言・相続の諸問題の解決に関する相談事業、知識の啓発と普及、成年後見制度に関する受託事業を行い、高齢者や障害者の方が自分らしい生活を送れるようサポートし、社会福祉の増進及び、社会教育の推進を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第942号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月20日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成24年7月20日
- 2 名称  
特定非営利活動法人子どもNPO和歌山県センター
- 3 代表者の氏名  
岡本瑞子
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市匠町29

## 5 定款に記載された目的

この法人は、子ども劇場をはじめとする子どもに関する諸団体、又、子どもや大人に対して、連絡、交流、支援等の事業を行うと共に子どもの文化の創造と主体的な体験活動や子どもの社会参画の機会の拡充を図り、かつ子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第943号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月20日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年7月20日

## 2 名称

特定非営利活動法人和歌山県断酒連合会

## 3 代表者の氏名

前田精造

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市名手西野247番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県内の酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意による断酒を実行する者を支援し、断酒によって明るい人生の建設をめざすとともに、酒害に関する啓発活動を行い酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。

**和歌山県告示第944号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月24日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年7月23日

## 2 名称

特定非営利活動法人スポーツクラブ和歌山ヴィーヴォ

## 3 代表者の氏名

吉田佳弘

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県土入126番地の3

## 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県におけるサッカー及びスポーツの振興に対しての事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する為に、地域において、その活動の場として、スポーツを通して、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第945号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月24日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年7月23日

## 2 名称

特定非営利活動法人介護保険を良くする会・しらはま

## 3 代表者の氏名

小川武

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町3219番地の56

## 5 定款に記載された目的

この法人は、介護保険制度がより良い制度となるよう、介護サービスの利用者やその家族の権利擁護事業を行い、地域社会の福祉増進を図り広く公益に貢献することを目的とする。

**和歌山県告示第946号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月25日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年7月25日

## 2 名称

特定非営利活動法人和歌山地域医療情報ネットワーク協議会

## 3 代表者の氏名

入江真行

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市橋丁21番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は保健・医療・福祉関係者と患者や一般市民に対して、情報通信技術の活用等により地域の保健・医療・福祉の連携を推進することにより、安全かつ有効な保健・医療・福祉サービスの実用化及び保健・医療・福祉の質の向上と公益の増進に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第947号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成24年9月25日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月25日

2 名称

特定非営利活動法人橋本おやこNPO

3 代表者の氏名

前迫早苗

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市恋野332番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもや大人に対して、子どもの主体的、文化的、創造的な体験活動を行うと共に子どもと大人が共に成長する地域社会の創造に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第948号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、日高町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

役員の氏名変更

職名 理事

変更前の氏名 山本善啓

変更後の氏名 野田善啓

#### 和歌山県告示第949号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字滝尻1235の7

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 解除の理由 道路用地とするため

#### 和歌山県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字川向319の2

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

#### 和歌山県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字門谷317・中辺路町栗栖川字靱生1243の4 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第952号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字千本 榎19番1地先から同町大字高野 山字桶谷20番1地先まで	旧	9.40 } 19.30	309.00	
同上	新	12.30 } 59.50	309.00	

**和歌山県告示第953号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字東谷 口17番地内	旧	5.20 } 11.40	94.80	
同上	新	6.90 } 13.90	94.80	

## 和歌山県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町大字高野山字東谷口17番地先から同町大字高野山字千本横19番1地先まで	新	14.20 } 63.60	2182.30	仮称3号トンネル 738.00 仮称4号トンネル 219.00

## 和歌山県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中万呂字古戸173番1地先から同市下万呂字片山245番8地先まで	旧	4.00 } 6.60	199.50	
同上	新	5.90 } 27.40	199.50	

## 和歌山県告示第956号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市中万呂字古戸173番1地先から同市下万呂字片山245番8地先まで

供用開始の期日 平成24年8月7日



## 和歌山県告示第957号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

黒岩北谷4 (1-201-1-085)、いち谷 (1-201-1-086)、黒岩北谷1 (1-201-2-042)、黒岩北谷3 (1-201-2-043)、右から谷 (1-201-2-045)、左から谷 (1-201-2-046)、左から谷下 (1-201-2-047)、黒岩南谷2 (1-201-2-048)、頭陀寺谷 (1-201-1-088)、塩ノ谷北谷1 (1-201-1-072)、塩ノ谷北谷3 (1-201-1-074)、坊ノ奥 (1-201-1-075-1)、坊ノ奥 (1-201-1-075-2)、坊ノ奥 (1-201-1-076-1)、坊ノ奥 (1-201-1-076-2)、丹生谷 (1-201-1-077)、丹生谷東 (1-201-1-078)、矢田西谷 (1-201-1-079)、木枕南谷 (1-201-1-081)、観音寺南谷 (1-201-1-094)、塩ノ谷西谷1 (1-201-2-032)、塩ノ谷西谷2 (1-201-2-033-1)、永山北谷1 (1-201-2-034)、永山北谷3 (1-201-2-036)、永山北谷4 (1-201-2-037)、大池北谷1 (1-201-2-038-1)、鶏冠山東谷 (1-201-2-040-2)、永山南谷1 (1-201-2-041)、江南谷 (1-201-2-052)、朝日南谷 (1-201-2-053)、広原谷 (1-201-1-096)、吉原南谷1 (1-201-2-054)、吉原南谷2 (1-201-1-097)、吉原西谷1 (1-201-2-055)、吉原北谷 (1-201-1-098)、黒岩 (I-281)、黒岩 (2) (I-282)、黒岩・黒岩 (I-284)、黒岩 (5) (I-3626)、黒岩馬路 (II-2007)、黒岩馬路 (2) (II-2015)、黒岩 (15) (II-2117)、黒岩 (16) (II-2118)、黒岩 (6) (II-2119)、黒岩 (7) (II-2120)、黒岩 (8) (II-2121)、黒岩 (10) (II-2122)、黒岩 (11) (II-2123)、黒岩 (9) (II-2124)、黒岩 (13) (II-2125)、黒岩 (14) (II-2126)、黒岩 (17) (II-2148)、黒岩 (101) (IV-3001)、黒岩 (102) (IV-3002)、黒岩 (103) (IV-3003)、黒谷 (I-332)、黒谷 (3) (II-2140)、黒谷 (2) (II-2141)、黒谷 (101) (IV-3004)、境原 (I-329)、頭陀寺 (I-3432)、頭陀寺 (2) (II-2109)、境原 (101) (IV-3005)、境原 (102) (IV-3006)、南畑 (I-292)、南畑 (3) (I-3451)、南畑 (2) (II-2143)、南畑 (101) (IV-3007)、南畑 (102) (IV-3008)、南畑 (103) (IV-3009)、南畑 (104) (IV-3010)、南畑 (105) (IV-3011)、頭陀寺 (101) (IV-3012)、頭陀寺 (102) (IV-3013)、奥須佐 (101) (IV-3014)、口須佐 (I-285)、永山 (2)・永山 (I-287)、永山 (9) (I-289)、山東中 (3) (I-290)、大河内 (I-291)、明王寺 (I-294)、明王寺 (I-299)、塩の谷 (I-300)、塩の谷 (2) (I-302)、塩の谷 (3) (I-303)、吉礼 (1) (I-337)、口須佐 (1) (I-338)、平尾 (I-339)、相坂 (I-341)、奥須佐・吉里 (I-343)、永山 (I-398)、吉里 (1) (I-399)、菖蒲団地 (I-2147)、平尾 (I-2235)、永山 (I-2243)、永山 (3) (I-3405)、吉礼 (2) (I-3607)、相坂 (5) (I-3618)、菖蒲ヶ丘団地 (I-3619)、吉里 (3) (I-3620)、相坂 (6) (I-3621)、吉里 (2) (I-3622)、永山 (4) (II-2004)、平尾 (3) (II-2076)、明王寺 (3) (II-2077)、吉礼 (4) (II-2092)、平尾 (2) (II-2093)、永山 (5) (II-2094)、永山 (II-2095)、山東中 (II-2110)、永山 (7) (II-2129)、平尾 (401) (II-30013)、永山 (401) (II-30014)、大河内 (401) (II-30015)、大河内 (402) (II-30016)、永山 (301) (III-1102)、本渡 (5) (I-316)、本渡 (3) (I-317)、広田 (I-318)、左近谷・左近谷・本渡 (2) (I-330)、本渡 (I-331)、若葉団地 (I-346)、本渡・本渡 (4) (I-3625)、相坂 (7) (II-2005)、冬野 (10) (II-2144)、冬野 (11)・広田 (1) (II-2116)、冬野 (6) (I-315)、冬野 (5) (I-314)、冬野 (I-2134)、冬野 (9)

(Ⅱ-2151)、冬野(4)(Ⅰ-313)、冬野(2)(Ⅰ-311)、朝日(6)(Ⅰ-2232)、朝日(7)(Ⅰ-2233)、冬野(12)(Ⅰ-3616)、冬野(13)(Ⅰ-3617)、広原(Ⅰ-3445)、広原(Ⅰ-359)、吉原(5)(Ⅱ-2108)、吉原(2)(Ⅰ-2135)、吉原(Ⅰ-357)、吉原(4)(Ⅱ-2107)、坂田(Ⅰ-2133)、江南(2)(Ⅰ-30001)、相坂(8)(Ⅰ-30002)、相坂(9)(Ⅰ-30003)、吉原(6)(Ⅱ-30017)、朝日(8)(Ⅱ-30018)、朝日(9)(Ⅱ-30019)、冬野(14)(Ⅱ-30020)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

観音寺谷(1-201-1-083)、黒岩北谷2(1-201-1-084)、黒岩南谷1(1-201-1-087)、右から谷下(1-201-2-044)、黒谷、上池谷(1-201-1-089)、黒岩西谷1(1-201-2-051)、境原谷(1-201-1-090)、南畑南谷(1-201-2-049)、西光寺谷(1-201-2-050)、塩ノ谷北谷2(1-201-1-073)、上池谷(1-201-1-080)、大池北谷2(1-201-1-082)、井戸谷(1-201-1-091)、冬野谷1(1-201-1-092)、あかに谷(1-201-1-093)、冬野谷2(1-201-1-095)、冬野谷3(1-201-1-108)、あいかた谷左支溪(1-201-1-109)、西専寺谷(1-201-1-110)、大井寺谷(1-201-1-111)、永教寺谷(1-201-1-112)、本渡東谷(1-201-1-113)、塩ノ谷西谷2(1-201-2-033-2)、永山北谷2(1-201-2-035)、大池北谷1(1-201-2-038-2)、大池奥谷(1-201-2-039)、鶏冠山東谷(1-201-2-040-1)、本渡北谷(1-201-2-058)、吉原西谷2(1-201-2-056)、木枕(Ⅰ-286)、朝日(2)(Ⅰ-327)、吉礼(3)(Ⅰ-336)、相坂(Ⅰ-342)、相坂(3)(Ⅰ-2242)、口須佐(Ⅰ-2265)、吉礼(2)(Ⅱ-2091)、永山(6)(Ⅱ-2096)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第958号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

新道池の谷(1-303-1-027)、西谷左支溪(1-303-1-029)、獄原谷(1-303-1-030)、山本谷川(1-303-2-045-1)、山本谷川(1-303-2-045-2)、坂の谷川(1-303-2-046-2)、貴志川左支溪(1-303-2-047)、中前谷(1-303-2-048)、貴志川左支溪(1-303-2-049)、貴志川左支溪(1-303-2-051)、貴志川左支溪(1-303-2-052)、貴志川左支溪(1-303-2-053)、長谷宮(2)(I-3566)、長谷宮(1)(I-591)、長谷宮(201)(II-2531)、長谷宮(202)(II-2532)、長谷宮(203)(II-2533)、毛原上(201)(II-2541)、長谷宮(204)(II-2544)、長谷宮(205)(II-2545)、長谷宮(206)(II-2546)、長谷宮(207)(II-2547)、長谷宮(208)(II-2548)、長谷宮(209)(II-2549)、長谷宮(210)(II-2550)、長谷宮(211)(II-2551)、長谷宮(212)(II-2552)、長谷宮(213)(II-2790)、長谷宮(301)(III-1404)、長谷宮(302)(III-1405)、長谷宮(303)(III-1406)、長谷宮(304)(III-1407)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

西谷(1-303-1-028)、坂の谷川(1-303-2-046-1)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第959号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

弥谷(5-382-1-039)、志賀川右支溪(5-382-1-040)、三河谷川左支溪(5-382-1-043)、比井路谷(5-382-1-044)、志賀川左支溪(5-382-1-054)、小池川右支溪(5-382-2-027)、小池川右支溪(5-382-2-030)、小池川右支溪(5-382-2-034)、志賀川右支溪(5-382-2-036)、比井路谷川右支溪(5-

382-2-037)、比井路谷川右支溪(5-382-2-038)、比井路谷川右支溪(5-382-2-039)、志賀川右支溪(5-382-2-042)、志賀川右支溪(5-382-2-043)、志賀川右支溪(5-382-2-045)、志賀川右支溪(5-382-2-046)、志賀川左支溪(5-382-2-068)、志賀川左支溪(5-382-2-070)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

三河谷川(5-382-1-042)、志賀川右支溪(5-382-2-047)、雨谷4(5-382-2-065)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第960号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3175	紀の川市打田字城ノ本19番5の一部、水路	紀の川市黒土272番地の1 アーク住宅株式会社 代表取締役 金田光央	平成 24.7.27	6.00	36.98

和歌山県告示第961号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3181	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字大道ノ上904番の一部、905番の一部	伊都郡かつらぎ町大字妙寺 160番地の22 前田昌計	平成 24.7.27	5.00 } 5.73	98.99